

国自安第173号の2
国自旅第514号の2
国自整第285号の2
令和4年3月8日

四国運輸局

自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車(ハイヤー及びタクシー)の定期点検について(臨時
休車の復活期限延長に伴う適用期間の延長)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年11月22日付け国自安第117号、国自旅第332号、国自整第185号により、その取扱いを令和4年3月31日まで延長しているところである。

今般、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について(令和4年1月31日付け、自動車局旅客課長事務連絡)により、臨時休車の復活期限が令和6年3月31日までとされたことに伴い、ハイヤー及びタクシーに係る令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号による取扱いの適用期間を令和6年3月31日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和4年3月31日までとして申請(令和3年12月31日から延長しているものを含む)しているハイヤー及びタクシーについては、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和6年3月31日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第3

33号、国自整第357号付けの通達の1.(2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知していることを申し添える。

別添：一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて通知文

別添

国自安第173号

国自旅第514号

国自整第285号

令和4年3月8日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長

旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（ハイヤー及びタクシー）の定期点検について（臨
時休車の復活期限延長に伴う適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年11月22日付け国自安第117号、国自旅第332号、国自整第185号により、その取扱いを令和4年3月31日まで延長しているところです。

今般、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について（令和4年1月31日付け、自動車局旅客課長事務連絡）により、臨時休車の復活期限が令和6年3月31日までとされたことに伴い、ハイヤー及びタクシーに係る令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、

国自整第357号による取扱いの適用期間を令和6年3月31日までとしますので、了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和4年3月31日までとして申請（令和3年12月31日から延長しているものを含む）しているハイヤー及びタクシーについては、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和6年3月31日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.(2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとします。

なお、道路運送車両法上、稼働しない車両については、必ずしも継続検査を受ける必要はなく、稼働を再開する際に改めて受検し、有効な自動車検査証の交付を受ければよいこととなっておりますので、ご参考までに申し添えます。

また、本通達は各地方運輸局並びに沖縄総合事務局あて、別添の通り通知していることを併せて申し添えます。

別添：各地方運輸局並びに沖縄総合事務局あて通知文